

## 10 電力・ガス・水道

列部門	5111-01	事業用原子力発電
	5111-02	事業用火力発電
	5111-03	水力・その他の事業用発電
行部門	5111-001	事業用電力

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類35「電気業」のうち自家発電を除く活動を範囲とする。

なお、発電工程において発生するフライアッシュは副産物扱いとし、「0621-019その他の窯業原料鉱物」を競合部門とする。

I S I C : 「4010 電気生産・収集・供給業」

列部門	5111-04	自家発電
行部門	5111-041	自家発電

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類35「電気業」のうち鉱工業部門などで最大出力500kw以上の発電設備を有し、常時発電をしており、電力を販売することを目的としない活動を範囲とする。

I S I C : 該当なし

〔注意点〕

本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門が設定されている。

列部門	5121-01	都市ガス
行部門	5121-011	都市ガス

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類36「ガス業」の活動を範囲とする。

なお、石炭ガスの生産工程において発生する副生硫安、コークス、粗コールタール及び粗ベンゾールは副産物扱いとし、それぞれ「2011-021化学肥料」、「2121-011コークス」及び「2121-019その他の石炭製品」を競合部門とする。

I S I C : 「4020 ガス製造業；導管によるガス燃料供給業」

〔変更点〕

競合部門の名称を「窒素質肥料」から「化学肥料」に変更。

列部門	5122-01	熱供給業
行部門	5122-011	熱供給業

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類37「熱供給業」の活動を範囲とする。

I S I C : 「4030 蒸気及び温水供給業」

〔注意点〕

熱供給業とは、一般の需要に応じ、ボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所の活動である。地域暖冷房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。

列部門	5211-01	上水道・簡易水道
行部門	5211-011	上水道・簡易水道

(厚生省)

日本標準産業分類の小分類381「上水道業」のうち、船舶給水業を除く活動を範囲とする。

I S I C : 「4100 水収集・浄化・供給業」

〔品目例示〕

水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

〔注意点〕

- ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。
- ② 船舶給水業については、「7189-02水運施設管理★★」に含める。

列部門	5211-02	工業用水
行部門	5211-021	工業用水

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類382「工業用水道業」のうち、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が製造事業所に対して工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

I S I C : 「4100 水収集・浄化・供給業」

〔注意点〕

地方公共団体以外の者が行う工業用水道事業(上水道を含む)並びに「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「5211-01、-011上水道・簡易水道」

に含まれる。

列部門	5211-03	下水道★★
行部門	5211-031	下水道★★

(経済企画庁)

日本標準産業分類の小分類383「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

I S I C : 「9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業」

(注意点)

本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びそのほかの付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「5212-01廃棄物処理(公営)」に含まれる。

列部門	5212-01	廃棄物処理(公営)★★
行部門	5212-011	廃棄物処理(公営)★★

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類87「廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

I S I C : 「9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業」

(品目例示)

し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

列部門	5212-02	廃棄物処理(産業)
行部門	5212-021	廃棄物処理(産業)

(厚生省)

日本標準産業分類の中分類87「廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動を範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

I S I C : 「9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業」

(品目例示)

し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動